

ドラマ放映を活かした

「モノづくりのまち東大阪」観光ブランディング事業業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、NHK 連続テレビ小説「舞いあがれ！」放映を活かした「モノづくりのまち東大阪」観光ブランディング事業の受託予定者を、公募型プロポーザル方式により選定するために定める。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称

ドラマ放映を活かした「モノづくりのまち東大阪」観光ブランディング事業業務

(2) 業務の内容

ドラマ放映を活かした「モノづくりのまち東大阪」観光ブランディング事業業務委託仕様書のとおり

(3) 上限予定価格（消費税および地方消費税を含む）

事業【1】～事業【4】全部 63,000,000 円（消費税込み）

（事業ごとの参考内訳は下記の通り）

事業【1】地域観光資源の商品開発とブランディング事業	13,000,000 円
事業【2】ドラマ館&モノづくりのまち観光拠点づくり	30,000,000 円
事業【3】情報発信の強化	10,000,000 円
事業【4】東大阪おもてなし強化事業	10,000,000 円

※上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、今回提案される企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。（別紙仕様書の詳細例を十分に確認のこと。提案内容により、事業ごとの予算配分を変える提案も可。オプション提案によっては変更契約の可能性も否定しない。

※事業【4】にクーポンなど事業者協力支援金 5,000,000 円を含むものとする。

(4) 契約期間

契約日から令和 5 年 3 月 31 日および履行期限（契約業務終了後）30 日以内※まで
※ドラマ放映後の提案も含まれるため、令和 5 年度中にかかる提案については提案
スケジュールによる履行期限（契約業務終了後）30 日以内とする。

※上記契約は、提案内容によっては（事業内容が多岐にわたるため）、委託者・受託
者双方協議の上、期間を切ってその成果に応じた契約金額を設定し、その期間業務
実施完了までの業務を想定して部分契約することもありうる。

3. 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ① 会社更生法に基づく更生手続きの開始または民事再生法に基づく再生手続きを開始
していないものであること。
- ② 国または地方公共団体から取引停止の措置を受けていないものであること。
- ③ 最新の消費税および地方消費税の未納がないこと。
- ④ 主たる事務所の所在地における最新の地方税の未納がないこと。
- ⑤ 参加意思表明者およびその役員、従業員が過去から現在にかけて暴力団、暴力団員、
暴力関係者、総会屋等の反社会的勢力に対して出資、貸付、資金提供等の便宜を図っ
ておらず、自ら意図して交際し、維持、運営に協力もしくは関与をしていないこと。
- ⑥ ドラマや映画におけるプロモーション作業・広報宣伝活動等に関係した実績のある
事業者、あるいは類似のブランディング事業の実績のある事業者であること。

4. 説明会の日時、場所等

■日時：令和 4 年 4 月 15 日（金）13 時～（1 時間程度）

■場所：東大阪市立産業技術センター 3F 研修室

〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1 丁目 5 - 3

東大阪市立産業技術支援センター (techsupport.jp)

(駐車場が少数のため当日は公共交通機関でお越しください)

■当公募事業参加意向の事業者は参加のこと

(当日、説明後に別館モノづくり試作工房 SEED の見学時間も設定予定)

5. スケジュール

提案手続に関するスケジュールは以下のとおりとする。

項番	内容	日程
1	参加意思表明書・誓約書・事業者 概要書受付期間	令和4年4月8日（金）13時から 令和4年4月18日（月）17時まで
2	説明会	令和4年4月15日（金）13時から
3	質問受付	令和4年4月18日（月）17時まで
4	質問回答期限	令和4年4月20日（水）17時まで
5	企画提案書・経費見積書・実績調 書・辞退届提出期限	令和4年5月6日（金）17時まで
6	第一次審査結果通知	令和4年5月10日（火）17時まで
7	プレゼンテーション	令和4年5月12日（木）予定 （各社時間調整あり）
8	優先交渉事業者決定通知	令和4年5月17日（火）17時までに通知

6. 質問および回答

（1）質問票提出期限

令和4年4月18日（月）17時まで

（2）質問方法

質問は、質問票（様式第5号）によりFAXまたは電子メールで受け付ける。また、必ず、電話にてFAXまたは電子メールの着信を確認すること。

※審査の内容に関しない軽易な質問を除き、電話または口頭による質問は受け付けない。

（3）質問に対する回答

各事業者からの質問をまとめて、令和4年4月20日（水）を目途に参加意思表明書を提出した全事業者宛てに、電子メールにて回答する。

7. 担当窓口

（一社）東大阪ツーリズム振興機構

〒577-0011 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市役所別館2階

電話 06-4309-8083 fax 06-4309-8084

hta-jimukyoku@higashiosakatourism.com

事務局長：吉田美知彦（よしだみちひこ）

担当：吉田重登志（よしだしげとし）

8. 応募方法

参加を希望する事業者は、参加意思表明書(様式第1号)、誓約書(様式第2号および様式第3号)、事業者概要書(様式第4号)を期日までに提出すること。質問書(様式第5号)の提出は任意。また、企画提案書(任意様式、ただし詳細は企画書作成要領を遵守のこと)、経費見積書(任意様式、同左)、実績調書(様式第6号またはそれ以上に詳細な任意様式)を作成し、期日までに提出すること。

なお、参加意思表明書等の提出後に辞退する場合は辞退届(様式第7号)を提出のこと。

- (1) 参加意思表明書・誓約書・事業者概要書提出期限：

令和4年4月18日(月)17時まで

- (2) 企画提案書・経費見積書・実績調書もしくは辞退届提出期限：

令和4年5月6日(金)17時まで

- (3) 提出方法：持参(平日9時から17時まで)または郵送(書留郵便に限る)

ただし郵送による場合は、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

- (4) 提出先：上記「7」の担当窓口まで

※企画提案書は、別紙「企画提案書作成要領」に基づき作成し提出すること。

9. 審査

- (1) 第一次審査概要

設置する審査会において、提出された企画案に基づき書類審査を行う。

- (2) 審査基準 <評価項目/評価配当点>

別紙のとおり

- (3) プレゼンテーション

第一次審査に通過した事業者には別途通知を行い、指定した日時でのプレゼンテーションを行い、第二次審査とする。その際には第一次審査に提出した企画提案書以外の提案は認めない。

※実施時間は45分(提案書説明25分・質疑応答20分)

・第一次審査結果 通知日時：令和4年5月10日(火)17時までに該当者に通知

・プレゼンテーション予定日時・場所

■日時：令和4年5月12日(木)

※時刻は指定の上、各社と調整する

■場所：クリエイション・コア東大阪 南館3階 研修室C

〒577-0021 東大阪市荒本北一丁目4番1号

- (4) 優先交渉事業者採用通知日時

令和4年5月17日(火)予定

その後、該当事業者と個別に契約内容の協議に入る予定

10. 契約予定者の決定方法

審査会において別紙「審査基準」に基づき、企画提案書等の審査を行う。最も評価点が高い提案を行った者を優先交渉事業者、次に評価点が高かった事業者を次点事業者とする。

ただし、参加意思表明を行った事業者が1社の場合には、選定委員会の各委員の平均点数が満点の6割以上であれば優先交渉事業者とする。

審査結果は、事後、参加者全員（辞退者を除く）に電子メールおよび書面により通知する。

11. その他留意事項

- (1) 資格要件およびプロポーザル提出内容の仕様を満たしていないと認められる場合は、失格となる場合がある。
- (2) 公正な審査を妨害する恐れがあるあらゆる行為を禁止する。
- (3) 企画提案書等の作成に生じる経費および参加に要する経費は参加者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (6) 企画を採用した場合でも、双方の協議の上、その内容を変更することがある。
- (7) 採用が決定した者が、採用後に業務を遂行することができなくなった場合、あるいは業務を行う能力がないと認められた場合は、次点以降の者に本業務を委託する場合がある。
- (8) 委託者の指示に従い、各関係団体全体の連携と協力を維持するよう協調すること。
- (9) 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を遵守するものとする。
- (10) 本業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (11) 受託者は、委託者から業務途中の報告を求められた場合は、速やかに監督職員に報告を行うものとする。
- (12) 本業務を遂行する上で、疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- (13) 消費税および地方消費税の税率に変更があった場合には、変更契約を行う予定である。
- (14) コロナ禍の緊急事態宣言その他発令等やむを得ない状況により、企画実施内容の変更が生じる場合には、その事態が予見できる範囲において、変更内容・補償内容に関して委託者と受託者間で協議を行い、費用負担について最小限となるよう双方誠意をもってあたることとする。